



Broadmedia



2024年5月28日

各 位

本社所在地 東京都港区赤坂八丁目4番14号
会 社 名 ブロードメディア株式会社
(コード:4347 スタンダード市場)
代 表 者 代表取締役社長 橋 本 太 郎
問 合 せ 先 取 締 役 押 尾 英 明
経 営 管 理 本 部 長
電 話 番 号 03-6439-3983

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年6月27日開催予定の第28回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当社は、2024年3月27日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会のモニタリング機能の強化等を通じてコーポレート・ガバナンスを一層充実させ、さらなる企業価値向上を図るため、2024年6月27日開催予定の当社第28回定時株主総会における承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) その他、上記の変更に伴う所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	2024年6月27日
定款変更の効力発生日 (予定)	2024年6月27日

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第5条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <条文省略> 3. <条文省略> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとす</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 <削除> 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人 <p>第5条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は8名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <現行どおり> 3. <現行どおり> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する</p>

<p>る。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、また必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p>る定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を定め、また必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲</u></p>
--	---

<p>第24条～第25条 <条文省略></p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 <条文省略></p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u> (員数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p><u>げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条～第26条 <現行どおり></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 <現行どおり></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>
---	---

<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 35 条 <u>当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 1 0 0 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> <u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 29 条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

<新 設>

<新 設>

第6章 計 算
第36条～第39条 <条文省略>

<新 設>

<新 設>

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算
第32条～第35条 <現行どおり>

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第28回定時株主総会終結前の行為に関して任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。